

県立浜松湖北高等学校佐久間分校下宿費補助金

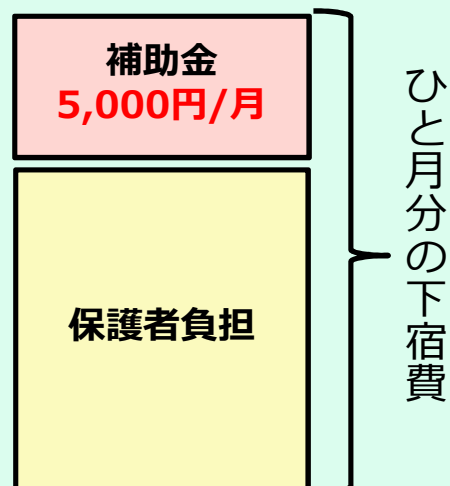


下宿等を利用して佐久間分校に通学する生徒の保護者の経済的負担を軽減することを目的とした補助金を交付するもの。

下宿費に係る補助

対象者	対象経費	補助額	考え方
令和8年4月1日以降に佐久間分校に入学する者のうち、下宿等を利用するものの保護者	下宿費（家賃・寮費・水道光熱費・食費・管理費等）	1人当たり5,000円/月	下宿等を利用して佐久間分校に通学する生徒の保護者の経済的負担を軽減することにより、佐久間分校に入学する生徒の確保を図るとともに、佐久間分校の存続による中山間地域の振興に資することを目的として、補助金を交付する。

支援イメージ



補助の流れ

①交付申請後、②交付決定を経て **3か月ごとに実績報告（③,⑤,⑦,⑨）** をすることで**補助金の交付（④,⑥,⑧,⑩）** が受けられます。

